

《令和5年度 児童発達支援事業 つくし園事業計画》

1 児童発達支援事業

① 支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

- (1) 全ての利用児の開始を親子療育からとし、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人との関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。
- (2) 日頃の療育の様子・報告を、療育終了後に迎えの保護者に直接伝える。送迎を利用している保護者にも、直接伝える機会が確保できるよう働きかけていく。連絡ノートに写真を添えて分かりやすく伝える。
- (3) 半年に1回、個別面談を行い子どもの成長や課題について共有する。

② 関係機関との連携

- (1) 並行通園先（幼稚園・保育所）・医療機関との連携強化及び理学療法・作業療法・言語療法等の訓練の場に職員が同席する。訪問や同席する機会が設けられない場合は、電話等による情報収集の機会を増やす。
- (2) 関係機関との連携で得た情報をもとに、支援目標を立てる。支援内容の妥当性を定期的に確認する。
- (3) 様々な状況（就学後も途切れなく支援が必要と思われる子ども及び家庭など）により、関係機関と状況・情報を共有して必要に応じて相談機関につなげる。

③ 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

- (1) 保護者や関係機関からのニーズを把握、見極めると共に迅速・適切に対応できるよう、外部研修の受講や職場内共有を行う。
- (2) 療育の振り返りや事例検討会などの係内研修を月2回確保し、職員の資質向上、育成に努める。
- (3) 各関係機関への支援協力体制の強化及び幅の広い職員体制の構築を目指す。
- (4) 感染症や災害時における事業運営の判断基準や対応基準を整理し、マニュアルの見直しを行う。

④ 地域に根ざした事業所づくり

- (1) 『つくし園だより』を保護者や関係機関、川辺地域に配布し事業所の取り組みを周知する。
- (2) 散歩や課外活動によって住民交流を図る機会を持ち、川辺地域と身近な関係性の構築を目指す。支援が必要な子どもへの理解を働きかけていくと共に、子ども達が培うべき社会的ルールや立ち振る舞いを学ぶ機会を持つ。

2 保育所等訪問支援事業

① 子どもの課題や支援方法、その子に関わる多くの大人に理解・共感の働きかけ

- (1) 療育（児童発達支援事業）現場での学び、研修等での学びにおいて、積み重ねてきた専門的な関わり方や知識を伝達していくことを、保育所・幼稚園だけでなく、就学後の支援として、小学校・中学校・放課後学童クラブなどにも訪問し、各機関で支援者に適切な指導ができる職員体制につなげていく。